

新春のご挨拶



愛知労働局雇用環境・均等部長 木本 睦子

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

令和7年の年頭に当たり、愛知労働基準協会の皆様におかれましては、日頃から愛知労働局雇用環境・均等部の行政運営に多大なる御理解とご協力を賜り、改めて御礼を申し上げます。

本年度、雇用環境・均等部では重点課題として「最低賃金・賃金の引き上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善」、「多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり・就職支援」に取り組んでおります。

「最低賃金・賃金の引き上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善」については、昨年10月1日より、愛知県の最低賃金が過去最大の50円引上げの時間額1,077円となりました。賃金の引上げは、政府の最重要課題であり、引き続き、業務改善助成金、キャリアアップ助成金等の支援策により、賃金の引上げを図る中小・小規模事業者の取組を支援してまいります。

また、賃金引き上げの流れを持続的に進めていくためには、労務費を含む適切な価格転嫁を通じた取引の適正化が不可欠であることから、本年2月に開催が予定されている「取引適正化・価格転嫁推進フォーラム」等を通じて、県内の機運醸成を図ってまいります。

非正規雇用労働者に処遇改善については、労働基準監督署と連携し、労働局の組織力を生かして同一労働同一賃金の遵守の徹底に取り組んでまいります。また、人材不足が進む中、同一労働同一賃金に取り組んでおられる企業の求人へつながるよう、同一労働同一賃金の取組状況を求人票に記載いただく等ハローワークとの連携を図るとともに、愛知働き方改革推進支援センター（愛知労働局委託事業）においても、同一労働同一賃金をはじめとする中小企業・小規模事業者の労働環境改善に向けた支援に取り組んでまいります。

「多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり・就職支援」については、昨年11月に施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法、本年4月から順次施行される改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援対策推進法の周知に努め

てまいります。

フリーランス・事業者間取引適正化等法は、フリーランスの方の取引の適正化と就業環境の整備を図ることを目的としています。今後、企業がフリーランスを活用していくことが見込まれることから、発注者となる事業主やフリーランスの方が法について理解を深めていただけるよう周知を行うとともに、個別のご相談に対しては、関係機関と連携して適切に対応してまいります。

改正育児・介護休業法では、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、男性の育児休業取得率の公表義務の対象となる企業規模が 1,000 人超から 300 人超へ拡大されます。また、令和 7 年 3 月末までの時限立法であった次世代育成支援対策推進法も 10 年間延長され、育児休業取得状況や労働時間労働時間の状況把握、数値目標の設定が義務付けられます。両立支援助成金のご活用も促しながら、改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援対策推進法の着実な履行確保を図ってまいります。

また、男女間賃金格差の解消や女性の管理職登用など、一層の女性活躍推進が企業や地域の活力となるよう、働きやすい職場環境の整備やアンコンシャスバイアスの解消などにお取り組みいただくとともに、企業規模にかかわらず各種ハラスメント防止対策が徹底されるよう働きかけを行ってまいります。

結びに、本年も様々な課題に適切に対応していく所存ですので、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとってより佳き年となりますよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。